

# 香芝消防署照明器具 LED 化工事仕様書

## 第1章 総則

### 第1 目的

本工事は、奈良県広域消防組合香芝消防署（以下「発注者」という。）の既設蛍光灯照明器具をLED化することで、消費電力の削減及び環境負荷の低減等を図ることを目的とする。

### 第2 一般事項

1 受注者は、関係法令の規定に則り本工事を実施するほか、設計図書（別紙の図面、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等の最新版（以下「仕様書等」という。）、本仕様書及び質問回答書）に従い責任をもって履行すること。

#### 2 優先順位

すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の（1）から（4）までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は発注者と協議するものとする。

（1）質疑回答書

（2）本仕様書

（3）別紙の図面

（4）仕様書等

3 仕様書等は、以下の●印を付したものを適用する。

●公共建築工事標準仕様書（○建築工事編 ●電気設備工事編 ○機械設備工事編）

●公共建築改修工事標準仕様書（○建築工事編 ●電気設備工事編 ○機械設備工事編）

○建築物解体工事共通仕様書・同解説

●公共建築設備工事標準図（●電気設備工事編 ○機械設備工事編）

○建築工事監理指針 ●電気設備工事監理指針 ○機械設備工事監理指針

○建築改修工事監理指針

○その他（ ）

### 第3 工期

契約締結日翌日から令和9年2月28日まで

※原則として、工事時間は平日の9時から17時までの間とする。

※詳細な施工日程については、発注者と協議の上決定すること。

### 第4 工事概要

#### 1 工事場所

奈良県香芝市本町1462番地

奈良県広域消防組合香芝消防署

#### 2 工事名称

香芝消防署照明器具LED化工事

#### 3 工事概要

本工事の内容は次に示すとおりであるが、本仕様書に明示なき事項であっても、本工事の目的達成のために必要な機器・設備や工事の性質上当然必要と思われる作業については、記載の有無にかかわらず受注者の責任において実施すること。

- (1) 既設照明器具等の現地調査
- (2) 照明器具等の調達
- (3) 既設照明器具等の撤去・処分
- (4) 照明器具等の設置

#### 4 建物概要

庁舎棟 鉄筋コンクリート造3階建て

#### 第5 官公庁等への届出手続等

- 1 工事に必要な官公庁等への諸手続等は原則として受注者が行うこと。
- 2 諸手続等を行うにあたっては、その内容についてあらかじめ発注者が指定する担当者（以下「担当者」という。）と協議を行うこと。

#### 第6 提出書類等

受注者は、建設工事請負契約書に定めのあるもののほか、工事関係書類として以下の●印を付した書類を提出するものとする。

- 工事着工届
- 工事竣工届
- 工事引渡書
- 実施工程表
- 現場代理人及び主任技術者選任届
- 経歴書（主任技術者のみ）
- 完成図（施工図及び施工計画書を除く）
- 完成図CADデータ（CD-R等）
- 施工図
- 施工計画書（仮設計画を含む）
- 保全に関する資料
- 工事写真
- 各種承諾図
- 工事記録簿
- 打合せ記録
- 工事完了報告書
- 産業廃棄物処理計画書
- 産業廃棄物管理表（マニフェストの写し）
- 保証書等
- その他（ ）

## 第7 工事完了

本工事に関する諸検査は、担当者立会いのうえ行うものとし、検査に合格した後、適切な書類の提出があったことをもって工事の完了とする。

なお、検査に要する費用はすべて受注者が負担するものとする。

## 第8 支払条件

受注者は、工事完了後、発注者が適法な支払請求を受けた日から40日以内に受注者が指定する銀行口座に振り込むこととする。

## 第9 安全管理

受注者は本工事にあたり、「労働安全衛生法」その他関係法令の規定に則り、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。

## 第10 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その指示に従うこと。

## 第2章 施工仕様

### 第1 施工計画

受注者は契約後速やかに担当者と打合わせ、現地調査、関連業者との連絡等を十分に行い施工計画書を作成し、担当者の承認を得ること。

なお、当該施工計画書に変更が生じた場合は、変更施工計画書を直ちに提出し担当者の承認を得なければならない。

※本施設は無休施設であるので、本工事の実施に伴い本施設の業務に支障を与えないよう特に留意すること。

### 第2 施工管理

- 1 本工事は施工計画書に基づき、工期内に完了できるように行わなければならない。
- 2 担当者と行った主要な協議事項等は、受注者が打合せ記録を作成し、担当者の承認を得ること。

### 第3 現場管理

- 1 本工事で指定または指示された箇所を除き造営物に加工してはならない。施工上必要がある場合は、あらかじめ担当者の承認を得ること。
- 2 停電・断水等運用中の設備に係る場合、担当者と協議を行い、その影響を極力少なくするよう調整すること。
- 3 施工に必要な工事用電力及び水等は、当該施設内の設備を利用可能であるが、受注者は節電、節水に努めること。
- 4 本工事により発生する廃棄物については、受注者が関係法令に則り適正に処分すること。

と。

- 5 工事期間中の日々の施工が完了した時は、その都度、後片づけ及び清掃等を完全に実施しなければならない。

#### 第4 内容変更

- 1 発注者による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁等の指示、条件、規則、規格等によるものについては、受注者の負担により行うものとする。
- 2 受注者の都合による変更はあらかじめその内容及び理由を明らかにし、担当者と協議するものとし、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が変更前と同等以上の仕様と認めたときに限り承認するものとする。  
なお、この場合にあつては原則として請負金額は増額しないものとする。
- 3 仕様書に指定された内容が施工困難な場合等はその理由、変更内容を担当者に書面で申し出て協議することとし、変更部分の金額については第1項に準ずるものとする。

#### 第5 施工

##### 1 対象照明器具等

本工事は別図に示す既設照明器具を対象とし、適切な照度が確保できるLED照明器具に交換すること。

##### 別図

- ・No.1 LED照明器具姿図(1)
- ・No.2 LED照明器具姿図(2)
- ・No.3 配置図(改修図)
- ・No.4 1階平面図(改修図)
- ・No.5 2階平面図(改修図)
- ・No.6 3階・R階平面図(改修図)
- ・No.7 撤去参考図(照明器具姿図(1))
- ・No.8 撤去参考図(照明器具姿図(2))
- ・No.9 撤去参考図(電気設備配置図)
- ・No.10 撤去参考図(電灯(照明)設備1階平面図)
- ・No.11 撤去参考図(電灯(照明)設備2階平面図)
- ・No.12 撤去参考図(電灯(照明)設備3階、R階、PH階平面図)
- ・No.13 1階平面図(参考図)
- ・No.14 2階平面図(参考図)
- ・No.15 3階平面図、屋階平面図(参考図)

##### 2 照明器具等仕様

###### (1) 基本事項

- ア 使用する照明器具等は、原則として同一メーカー製品とすること。
- イ 設置する照明器具等及び使用する雑材は、全て新品未使用のものとする。
- ウ 照明器具には、必要に応じて落下防止措置を講ずること。

エ 既設照明器具に対して同等以上の性能であること。ただし、発注者からの仕様用途変更等による要望がある箇所についてはこの限りではない。

(2) 交換方法

原則として照明器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した照明器具が存在しない場合は、発注者と協議の上で選定すること。

(3) 使用器具

ア 既設照明器具から交換に適した寸法の器具を選定すること。

イ 公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業規格）と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は、発注者と協議の上で選定すること。

ウ 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する LED 器具も同様に付属機器及び機能を付けること。

エ 一般照明器具は、原則として、電源内蔵型 LED ベースライトとする。

(4) 定格寿命

光源（LED）寿命は、全光束が初期値の 70%となるまでの総点灯時間が 40,000 時間以上の製品とすること。

(5) 光源色

光源色は昼白色を基本とし、原則として既設照明器具から大きく異なるものではないこと。既設照明器具が電球色の場合は、発注者と協議の上で選定すること。

(6) JIS 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。

(7) 配光・輝度

既設照明器具から大きく異なるものでないこと。

(8) 耐環境性

LED 照明器具は設置場所に適合した耐環境性を有するものであること。

### 3 施工内容

本工事の施工内容は以下の通りとする他、別図による。

(1) 工事着手前に現地調査（特に埋込み型照明器具の開口寸法及び安定器の PCB 含有の有無等）を入念に行い、調査結果を発注者に報告すること。

(2) 本工事により撤去した照明器具（安定器を含む。）及びその他発生材等については、受注者により関係法令の規定に則り適正に処分すること。

(3) 電気配線は、原則として既設配線を再利用とし、既設のスイッチ配線・電源は既存再使用とする。

(4) LED 照明器具の設置場所は、別図No.3、No.4、No.5、No.6を参照とし、既存の照度以上を維持すること。

また、施工に際しては、関係法令の規定に則り足場等を適正に計画すること。

(5) その他本工事の実施により必要となる諸工事（埋込型照明器具と天井開口とのサイズに差異が生じた場合のシーリング及びリニューアルプレートによる閉塞等）も本工事とする。

(6) アスベスト含有のおそれがある天井ボード等の開口が必要な場合は、アスベストの含有があるとみなし、関係法令に基づき必要な手続きを行ったうえで、適切な方法で作業を行うこと。

- (7) アスベスト含有の調査、運搬及び処分に係る費用は受注者の負担とする。
- (8) 本仕様書に記載のないものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」によること。

#### 4 保護及び危険防止

本工事に際しては、建物、既設機器、配線等に損傷を与えないよう適切な保護養生を行うこと。万一、損傷を与えた場合は、担当者の指示に従って速やかに復旧させること。

また、職員、来庁者等及び第三者に危険のおそれがある場合は、適切な危険防止設備を設けること。

万一、事故が発生した場合は、受注者の責任において速やかに適切な応急処置を行うとともに、直ちに担当者に報告し指示を受けること。

#### 5 写真

##### (1) 工事写真

施工前、施工中については工程ごとに写真撮影及び整理し担当者に提出すること。

なお、写真にあつては日付を入れたものを撮影すること。

##### (2) 完成写真

施工後の完成写真を撮影し、担当者に提出すること。

#### 6 工事記録簿

次の内容を記録し、担当者に提出すること。

- (1) 日時、天候
- (2) 作業内容及び場所
- (3) 作業人員（職種）及び時間
- (4) 記事（施工上記録し、保存しておくべき事項、その他）

#### 7 その他

既設照明器具に PCB を含む安定器が有る場合は、当該安定器を PCB 保管容器に収納し、担当者が指定する場所に保管すること。

なお、保管容器（オレンジボックス及びペール缶等）は本工事とする。

【参考】・オレンジボックス（SKK-A1 W=505、D=365、H=313）

・ペール缶（M636PM-OPT 外径 890m/m）